

金融広報アドバイザーとは、金融広報委員会からの委嘱を受け、各地において暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会の講師を務めたり、生活設計の指導や金融・金銭教育などを行う金融広報活動の第一線指導者です。

## 金融広報 アドバイザーの 紹介

# 知らないものは『おことわり』を 身近な消費生活を支えるプロ

福岡県金融広報委員会  
金融広報アドバイザー  
**黒川尚子**

黒川さんは年間約1000件の消費生活相談に携わる消費生活問題のプロ。地域に根ざし、そこから得た消費者問題に関する情報は誰よりも新しいもので、大切な『情報のお届け人』の役割を担っています。

\* \* \* \* \*

黒川さんは、その豊富な経験をもとに対象に合わせたテーマを選び、講演を行っています。卒業を間近に控えた高校生には契約問題やクレジットカードについて。大学生にはマルチ商法や消費者金融の話。子育て中の主婦には内職・モニター商法、社会人には通信販売や多重債務、そして高齢者には訪問販売や電話勧誘販売など、世代を意識した消費生活問題を取り上げています。

講演中に「8万円の物干を売りつけられた」「庭木の剪定で高額な料金を請求された」など、会場から次々と事例が飛び出し、「うちにも来た！」



専業主婦時代、「なにか社会に役に立つ仕事がしたい」と考え、消費生活アドバイザーと消費生活専門相談員の資格を取得。平成13年より、消費生活センターの相談員、同17年から金融広報アドバイザーとして活躍。現在も平日は相談員として市民の消費生活相談業務に携わるとともに、平日夜間や土日には、金融広報アドバイザーとして活動中。中高生から主婦、高齢者まで幅広い層を対象に、身近な消費生活問題をテーマにした講演活動を行っている。

といった思わぬ情報交換の場に発展することもあるそうです。講演が新たな被害の防止に役立つたり、クーリングオフが間に合ったことにより被害回復に至るケースもありました。「情報や相談窓口を知ることの大切さ」に気付いてもらうことが黒川さんの使命でもあり、市民に役立っている実感を持てるときだそうです。

「被害が増えている現状に対しては、氷山の一角だと思います。年々被害が増えている現状に対しては、「高齢者に情報が届く仕組みや見守る体制が重要」と考えています。また、新たに生み出された悪質商法については、法律による規制が追いつかない状態になることもありま

す。そうした悪質商法に対しては、「知ることと相談することが大切」と

黒川さんは強調します。さらに、押し買いの被害を受けて、訪問購入が特定商取引法の規制対象となったように、「みんなが情報を出すことで法律が変わっていくこともあること」を、黒川さんは訴え続けていきたいと考えています。

また、講演会では、「契約させられませんでした」「断りきれません」「上手な断り方を教えてほしい」という人が多いことに驚くそうです。売り手側が意図して心理的に断りにくくしているとはいえず、「契約は双方の合意にもとづいて行われるもの」という基本的な認識の低さを懸念しています。「考えてみると、私たちは契約について正しく教わる機会があまりありません。日本人は『おもてなし』が上手でも『おことわり』が下手。この『おことわり』の意識を今後は浸透させていきたいですね」と話しています。